

# 立科町農業振興ビジョン

平成 26 年 2 月策定  
令和 2 年 12 月変更



立科町農業振興ビジョン 目次

第1章 ビジョンの策定にあたって.....	3
1 ビジョン策定の経緯 .....	3
2 ビジョンの位置づけと計画期間 .....	4
3 ビジョン策定における基本的視点.....	4
4 町民の参画と協働による計画の推進.....	5
第2章 立科町農業・農村の現状と課題.....	6
1 立科町農業・農村の現状.....	6
2 農業・農村を取り巻く社会情勢の変化 .....	16
第3章 ビジョンの方向性.....	17
1 立科町農業の目指すべき姿 .....	17
2 基本目標 .....	18
3 目標達成のための基本方針 .....	18
第4章 ビジョンの具体的事業と達成指標.....	20
1 事業の策定について .....	20
2 次世代を見据えた農業振興の仕組みづくりに関する具体的事業 .....	20
3 町の資源を活用する農村振興の仕組みづくりに関する具体的事業.....	28
第5章 事業推進スケジュールと進捗管理.....	32
1 事業推進スケジュール.....	32
2 進捗管理 .....	32
資料編	
用語解説、立科町農業振興ビジョン策定委員会委員・策定経過・出典データ	

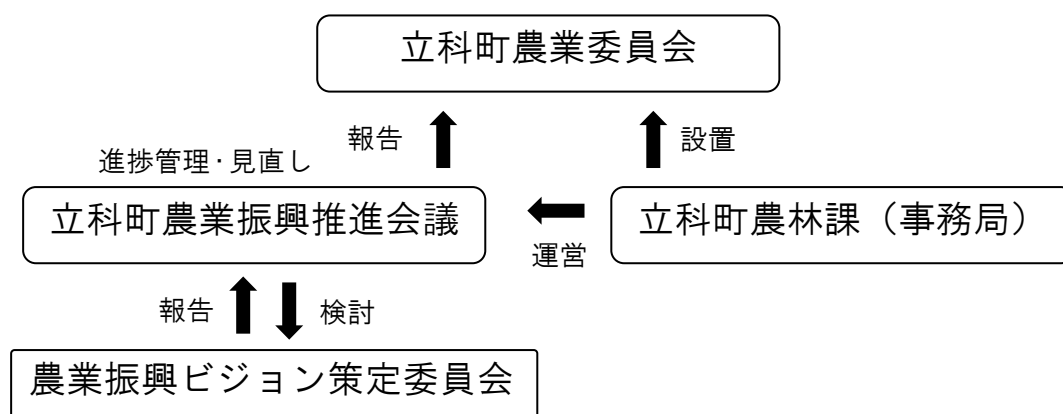
## 第1章 ビジョンの策定にあたって

### 1 ビジョン策定の経緯

#### (1) ビジョン策定体制

平成26年の本ビジョン第1期の策定にあたっては、立科町農業振興推進会議（以下「推進会議」という。）に立科町農業振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設立し、協議・承認を行いました。

令和2年度からの第2期については、第1期から農業振興推進会議による毎年の進捗管理等の検討を踏まえて見直しを行いました。



#### (2) 協議のプロセス

第2期ビジョンの策定における協議のプロセスは以下のとおりです。

##### 【策定委員会】

- ① 素案の検討及び承認
- ② パブリックコメントの実施
- ③ 成案の承認

##### 【推進会議】

- ④ 推進会議への報告

##### 【議会・農業委員会】

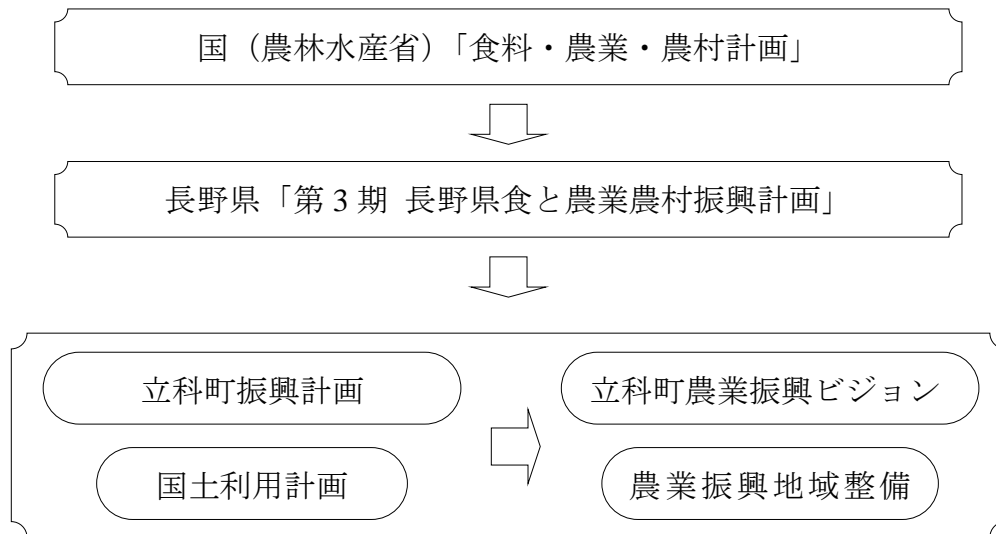
- ⑤ 議会・農業委員会への報告

本ビジョンの作成に使用した主な統計調査は以下のとおりです。

- ・ 農林業センサス
- ・ 立科町人口ビジョン

また、必要に応じて、農業委員会及び農林課調査データを使用しています

## 2 ビジョンの位置づけと計画期間



本ビジョンは本町の農業・農村の将来を見据えて具体的な施策及び目標を明らかにするものですが、近隣市町村や県全域を含めた周辺地域との連携や、社会情勢の動向を反映させて、より実効性の高いものとする必要があります。

そのため、本ビジョンの推進については、国の「食料・農業・農村計画」や、長野県の「第3期長野県食と農業農村振興計画」との整合性を図りながら、引き続き推進していきます。

本ビジョンは、平成26年度（2014年度）を初年度とし、令和元年度（2019年度）を目標年とする6か年計画で第1期を推進し、令和2年度から令和6年度までの5年間で第2期として見直しを行い推進します。

第5次立科町振興計画（以下「振興計画」という。）と一体的な推進を図ることとし、社会情勢の変化、施策の効果に関する事業評価を踏まえ、現状を確認しつつ、情勢が激変した場合には、その時点で所要の見直しを行います。

また、本ビジョンの進行管理については、概ね1年ごとに推進会議において見直しや改善を行ない、より効果的で実効性のある施策の推進を図ります。

## 3 ビジョン策定における基本的視点

本町の自然条件として、南に蓼科山を望み、北向きの緩斜面に湧き出る湧水に恵まれた地理的環境や、晴天率が高く、昼夜の寒暖差があり、台風の被害が少ない気候が挙げられます。また、近隣の地方都市である佐久市、上田市、松本市へのアクセスの良さや、大都市圏から最短で1時間半といった立地条件も本町の特徴です。

そこで、本町の自然条件や立地条件と調和した農業の発展を図り、農業者を含めた町民全体で、周辺市町村との関連も考慮に入れた暮らし続けることができる農村づくりに向けた取り組みを行うことを基本的な視点とします。

この基本的な視点は、振興計画の目指す将来像「澄<sup>す</sup>んだ空！清<sup>す</sup>んだ水、住みよき町に笑顔が弾む！人と自然が輝く町」の実現に向けた5つの基本目標の1つである「活気ある経済を創造するまちづくり」と整合性が図られています。

#### 4 町民の参画と協働による計画の推進

農業に関する施策は、地域経済社会の幅広い分野に関係するため、その推進には関係団体等との密接な連携が必要です。そのため、農業者、農業団体、事業者等の主体的な「参画」と、農業者・町民・行政の「協働」を基本姿勢として、町が一体となって計画を推進します。

##### (1) 農業者（農家、集落営農組織等）の役割

農畜産物の生産を通じ、食料の安定供給と農村資源の維持・保全等の役割を担います。

農業経営については、いわゆる家族経営から企業的経営体への構造転換、市場調査による新たな品目導入・品質改善への取組、安全・安心な農畜産物の供給とその情報提供など新たな挑戦を、本町の条件に合わせて積極的に行うことが期待されます。

##### (2) 農業団体（農業協同組合、都市農村交流団体等）の役割

農業者の支援や、農業者等とともに農村機能を維持・構築する役割を担います。

消費者の志向が多様化する中、市場調査や農業全般の情勢を把握し、農業者の新たな挑戦の支援や、農業者と消費者、農村コミュニティと他地域・他産業等との連携を生み出し、新たな農業・農村ビジネスを創出することが期待されます。

##### (3) 農畜産物の流通・加工・販売を行う事業者の役割

農業者や農業団体と積極的な連携を行い、安全な食品の供給や、本町農畜産物の利用促進、商品開発、町内外への情報発信を行う役割を担います。

また、農業者・農業団体と連携した産地づくりなどにより本町の農地等を地域の農業者等とともに有効に活用することが期待されます。

##### (4) 町民の役割

農業者等と協調して、農地保全活動や、当町農畜産物の活用・周知等、農村としての当町を支える役割を担います。

また、暮らし続けることができる農村づくりのためには、営農活動の充実と発展が必要であり、自らも営農活動をさまざまな形で担っていることを、町民一人ひとりが認識し行動することが期待されます。

##### (5) 町の役割

このビジョンのめざす将来像の実現に向け、農業者及び関係者に対し効率的で実効性のある施策を実施します。

また、町民の主体的な参画と協働を促すため、国、県、農業団体などと連携し、的確な情報提供や技術・財政的な支援を行うこととします。

## 第2章 立科町農業・農村の現状と課題

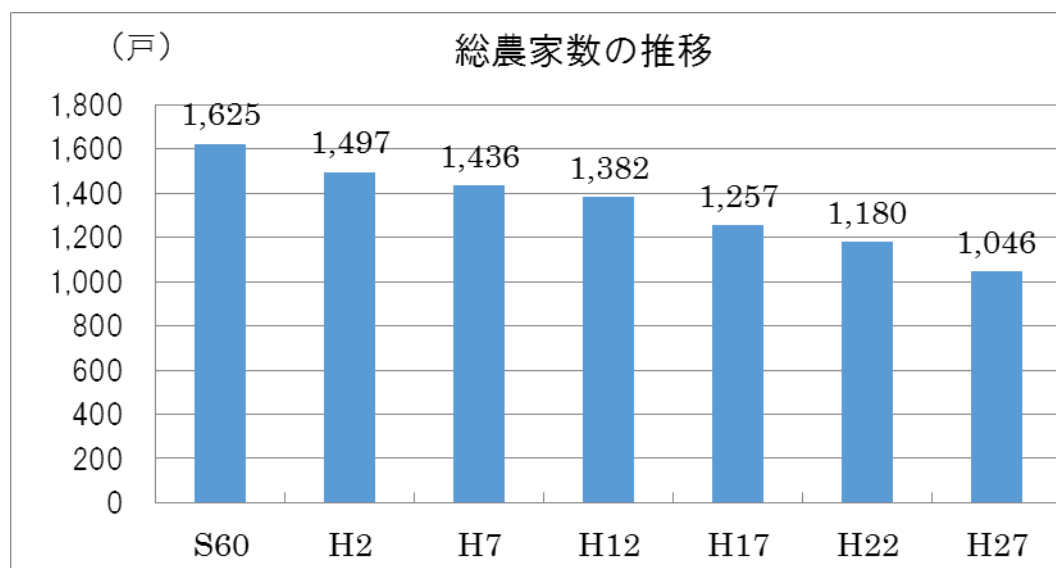
### 1 立科町農業・農村の現状

#### (1) 農林業センサスにみる立科町農業・農村の現状

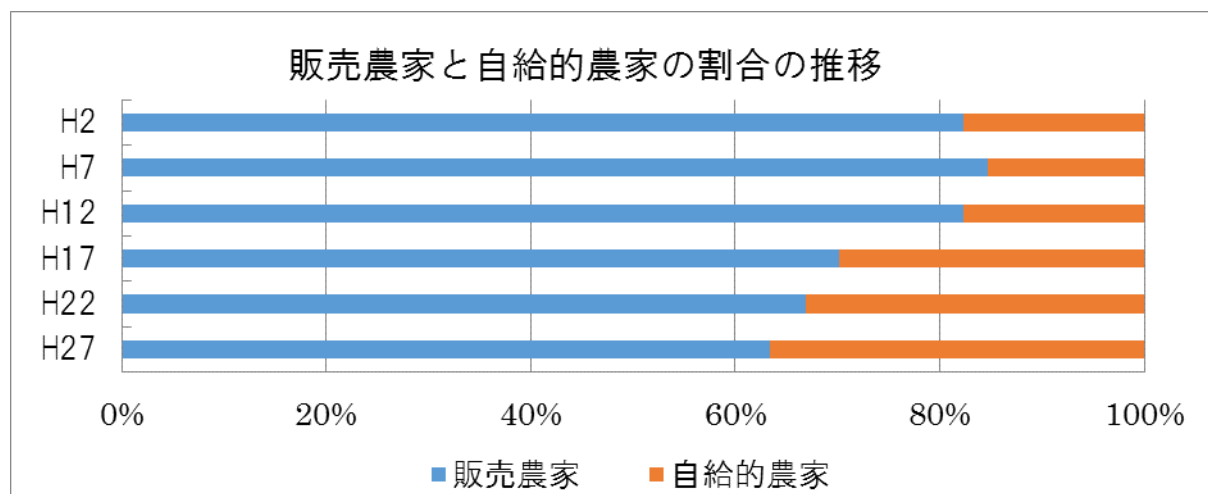
##### I 農家

##### ① 総農家数

立科町の総農家数は減少傾向が続いています。昭和60年（1985年）においては1,625戸でしたが、平成27年（2015年）においては1,046戸であり、昭和60年（1985年）の64.4%まで減少しています。

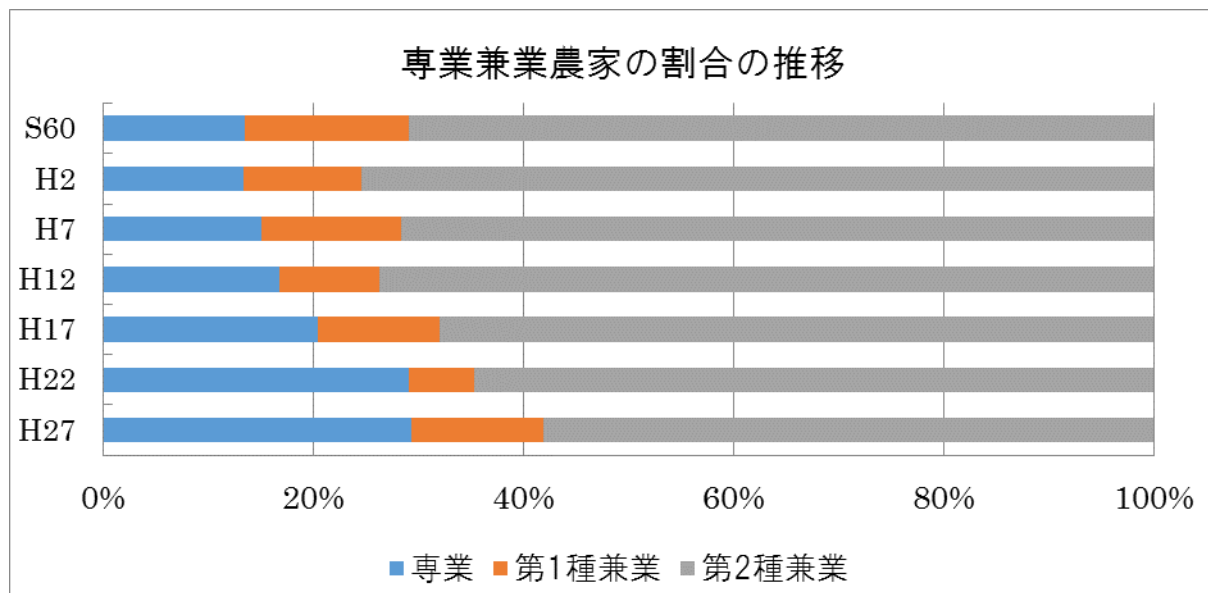


総農家に占める販売農家の割合は、平成7年（1995年）をピークに年々減少しています。平成27年（2015年）の立科町における総農家に占める販売農家の割合は63.4%となっています。平成22年（2010年）から3.3%減少した。



## ② 専業農家と兼業農家

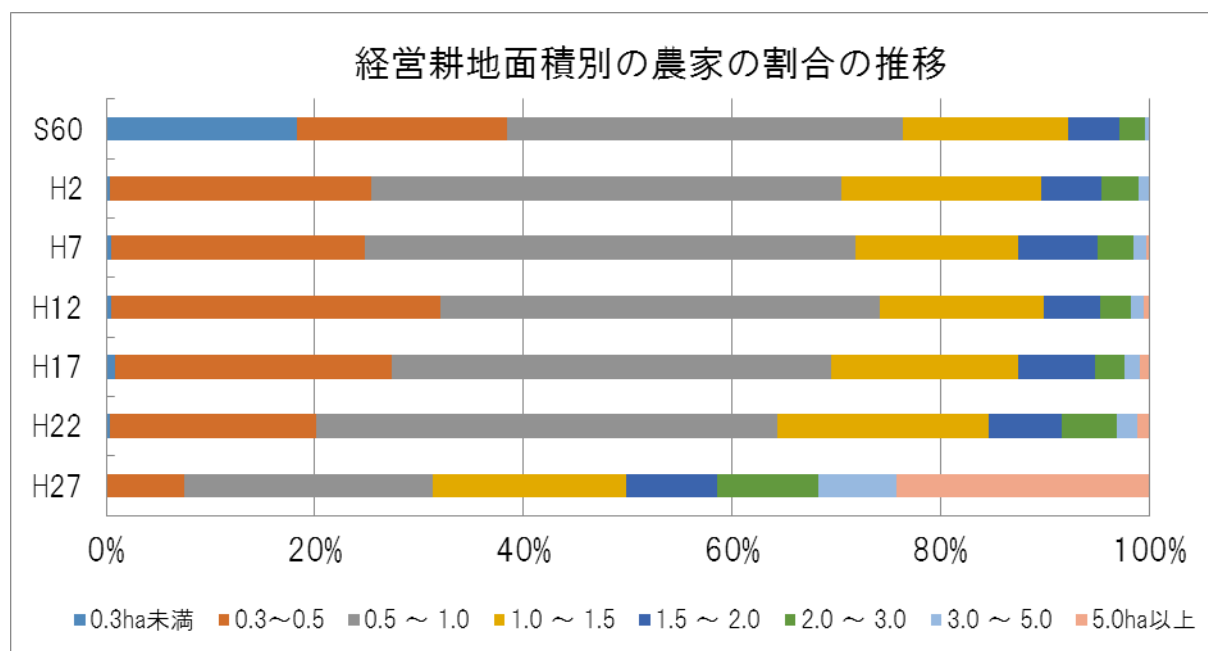
専業農家と兼業農家の比率については、平成27年（2015年）は専業農家が29.4%、兼業農家が70.6%（第1種兼業農家12.5%、第2種兼業農家58.1%）となっています。総農家に占める専業農家の割合は、近年増加傾向にあります。



## ③ 経営耕地面積別でみた農家

経営耕地面積で立科町の販売農家の構成を分類すると、平成27年（2015年）の構成については、0.5ha未満が7.5%、0.5～1.0が23.9%、1.0～1.5が18.5%、1.5～2.0が8.8%、2.0～3.0が9.7%、3.0～5.0が7.5%、5.0ha以上が24.2%となっています。

経年変化をみると、0.5ha未満の比較的小規模な農家は減少し、5.0ha以上の耕地面積を持つ大規模農家へ耕地の集約が進んできていることが伺えます。

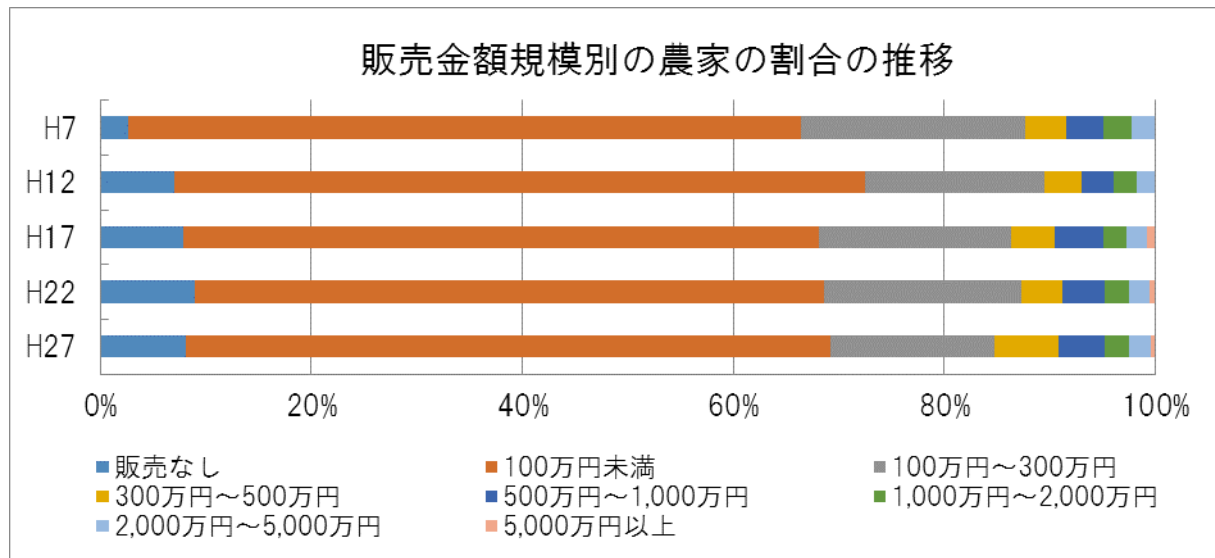




## ④販売金額規模別でみた農家

立科町の販売金額規模別の農家割合をみると、平成27年(2015年)では、販売金額100万円未満の割合が66.5%、100万円～300万円が16.9%、300万円～500万円が6.6%、500万円～1,000万円が4.7%、1,000万円～2,000万円が2.5%、2,000万円～5,000万円が2.2%、5,000万円～1億円が0.5%となっています。

300万円未満の販売農家が販売農家全体の80%以上を占めている状態が続いています。

**農林業センサスにおける定義**

【農家】 経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農産物販売金額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。

【販売農家】 経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

【自給的農家】 経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

【専業農家】 世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

【兼業農家】 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

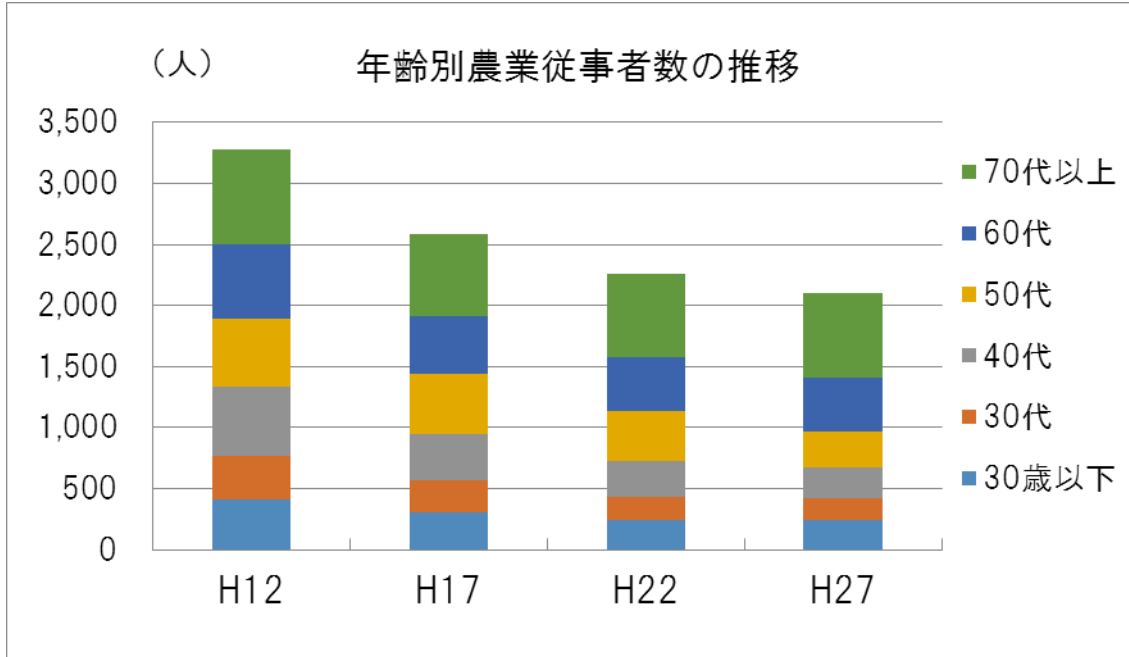
⇒第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家をいう。

⇒第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家をいう。

## II 農業就業者

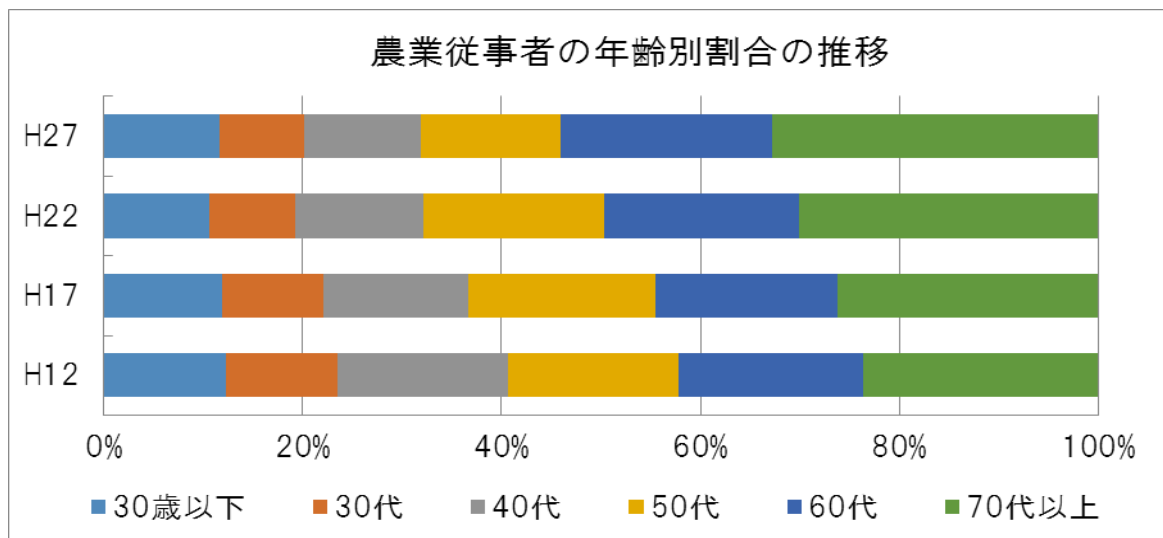
### ①農業就業者人口

平成27年(2015年)の農業従事者数(販売農家・自営農業に従事した世帯員数)は2,098人となっています。平成12年(2000年)の農業従事者数3,281人から約3分の1にあたる1,183人が農業従事者ではなくなっており、減少傾向が顕著となっています。年齢別の減少数を見ると、60代以上の減少率は18.3%で、50代以下の減少率は40.1%となっており、若手農業従事者数の減少が顕著です。



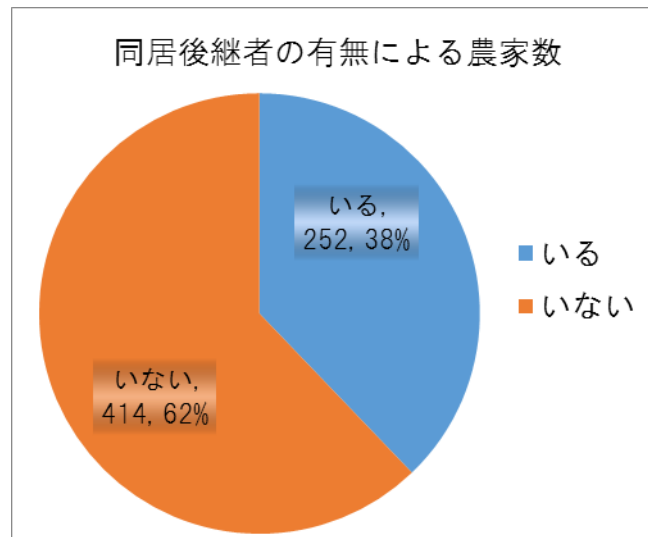
### ②農業従事者の年齢構成

平成27年(2015年)の農業従事者(販売農家・自営農業に従事した世帯員数)の年齢別割合は、全体の約7割が50歳以上となっており、70代以上が農業就業者の高齢化が顕著です。また、平成12年(2000年)からの推移を見ると、60代以上の全体に占める割合は11.9%増加しており、今後も、増加が予想されます。



## ③後継者の有無について

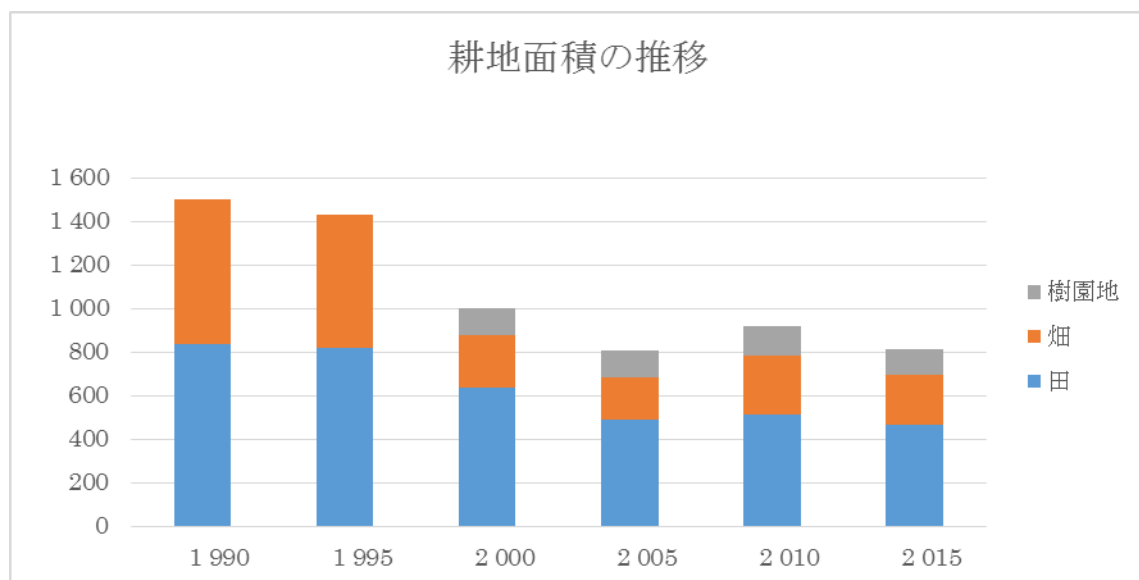
平成27年（2015年）の調査で、同居している後継者が居ると答えた農家の割合は38%となっています。平成22年（2010年）の調査から後継者のいる割合が8%減少しています。



## Ⅲ 耕地面積、耕作放棄地

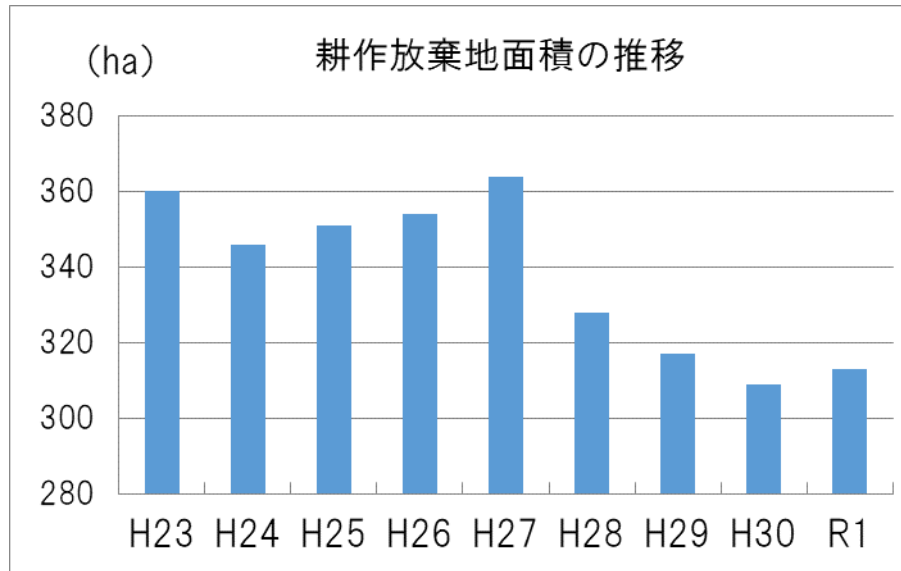
## ①耕地面積の推移

立科町の耕地面積は田、畑ともに大きく減少しています。平成27年（2015年）の耕地面積は817ha（田468ha、畑229ha、樹園地120ha）となっており、平成2年（1990年）の約53%まで減少しています。



## ②耕作放棄地の推移

農業委員会の調査による立科町の耕作放棄地は、平成24年（2012年）の347haから令和元年（2019年）を比較すると313haで34ha減少していますが、依然として耕作放棄地が300haを超えている状況です。



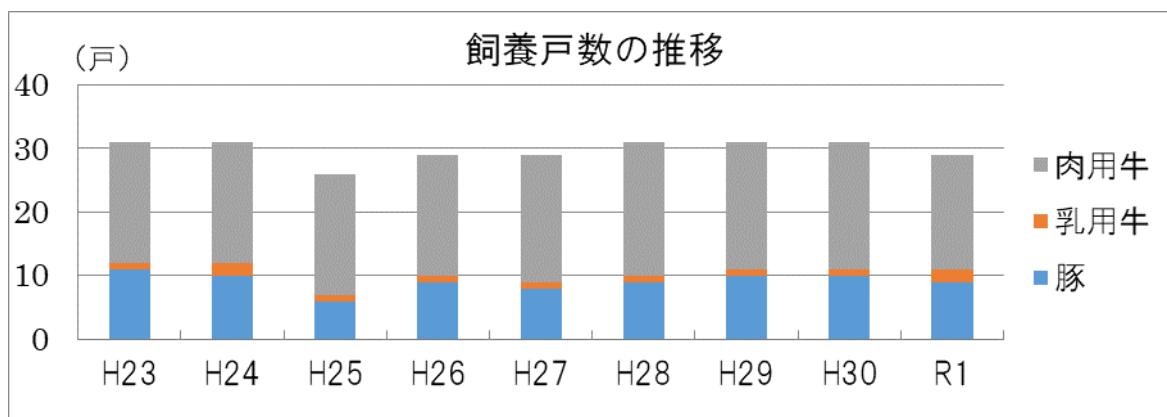
※農業委員会耕作放棄地調査の結果より

## IV 畜産産出額

## ① 家畜の飼養戸数及び頭羽数の推移

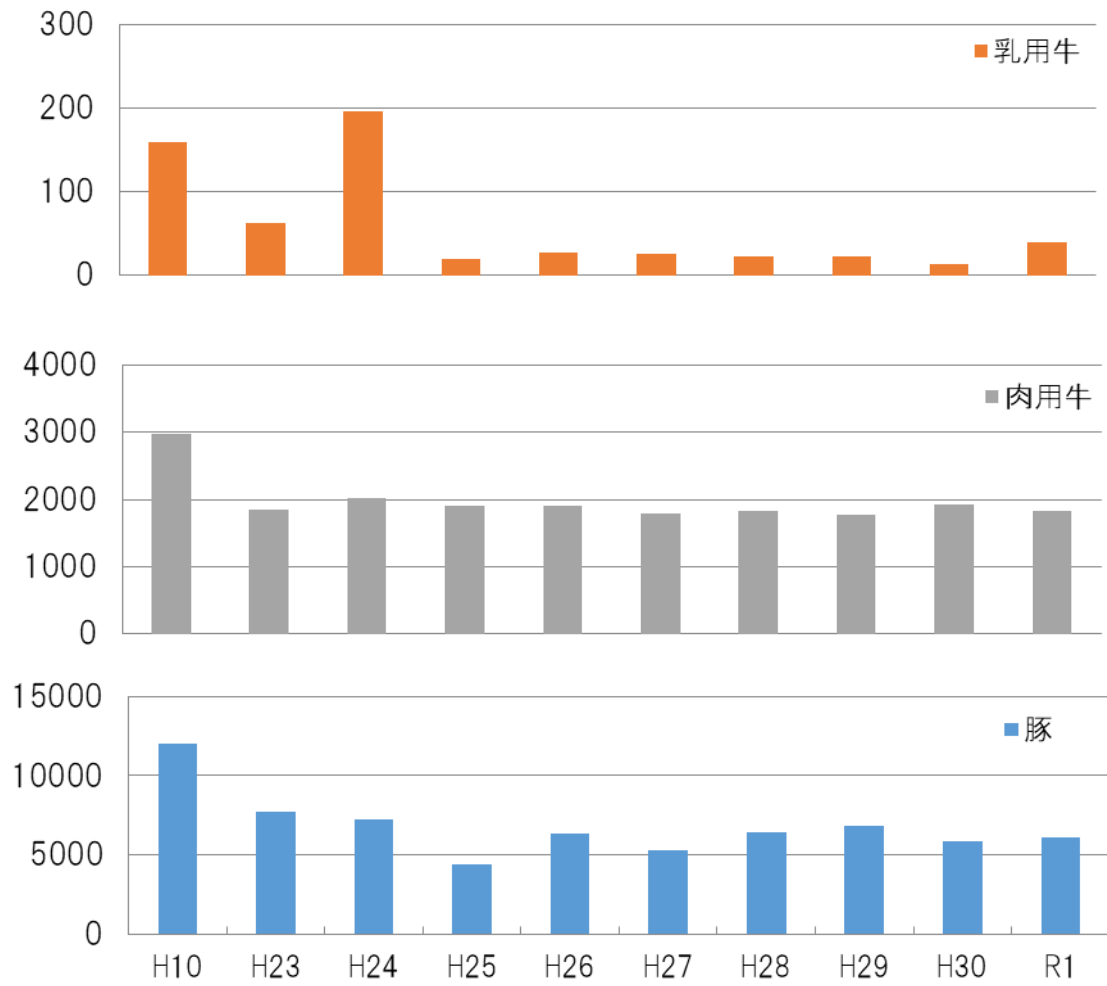
立科町の飼養戸数は、減少傾向を示しており、令和元年（2019年）の戸数は29戸（肉用牛18戸、乳用牛2戸、豚9戸）となっています。

令和元年（2019年）の立科町の飼育頭数は、乳用牛が40頭、肉用牛が1,835頭、豚が6,140頭となっています。



※農林課調査の結果より

飼養頭数の推移（乳用牛・肉用牛・豚）



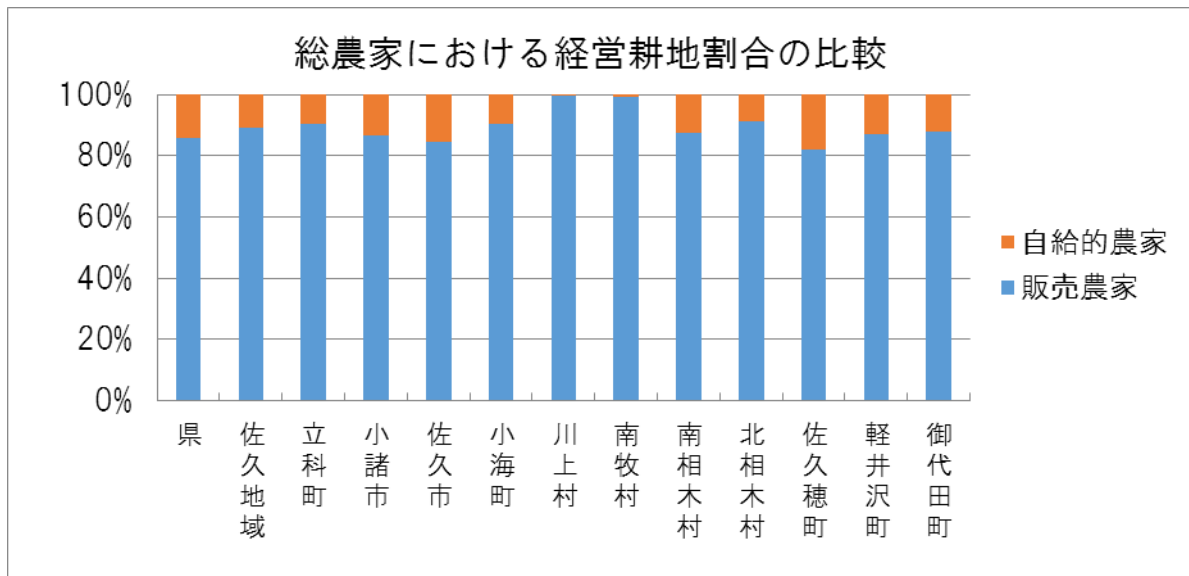
※農林課調査の結果より

## V 立科町農業の特徴

### I 経営耕地割合

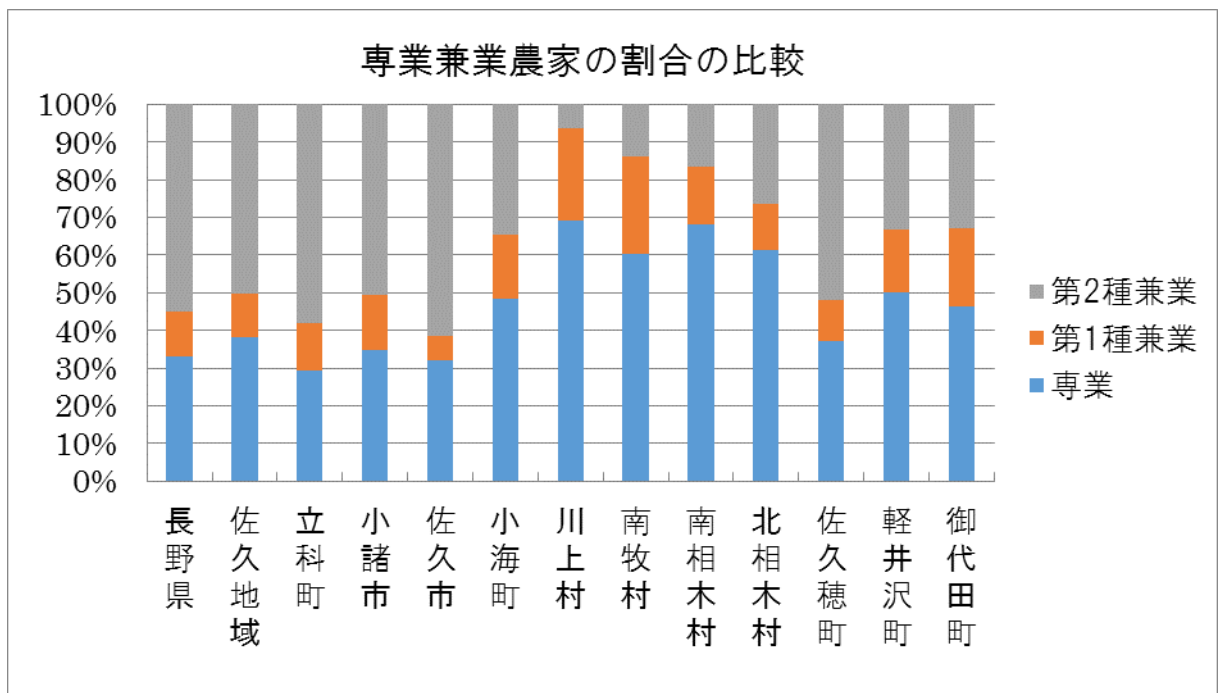
平成27年（2015年）の経営耕地面積のうち、自給的農家と販売農家がそれぞれに占める割合を見ると、立科町は90%が販売農家の耕地となっており、県平均の86%より4%、佐久地域平均の89%より1%高くなっています。

川上村や南牧村はほぼ100%が販売農家の経営耕地となっています。



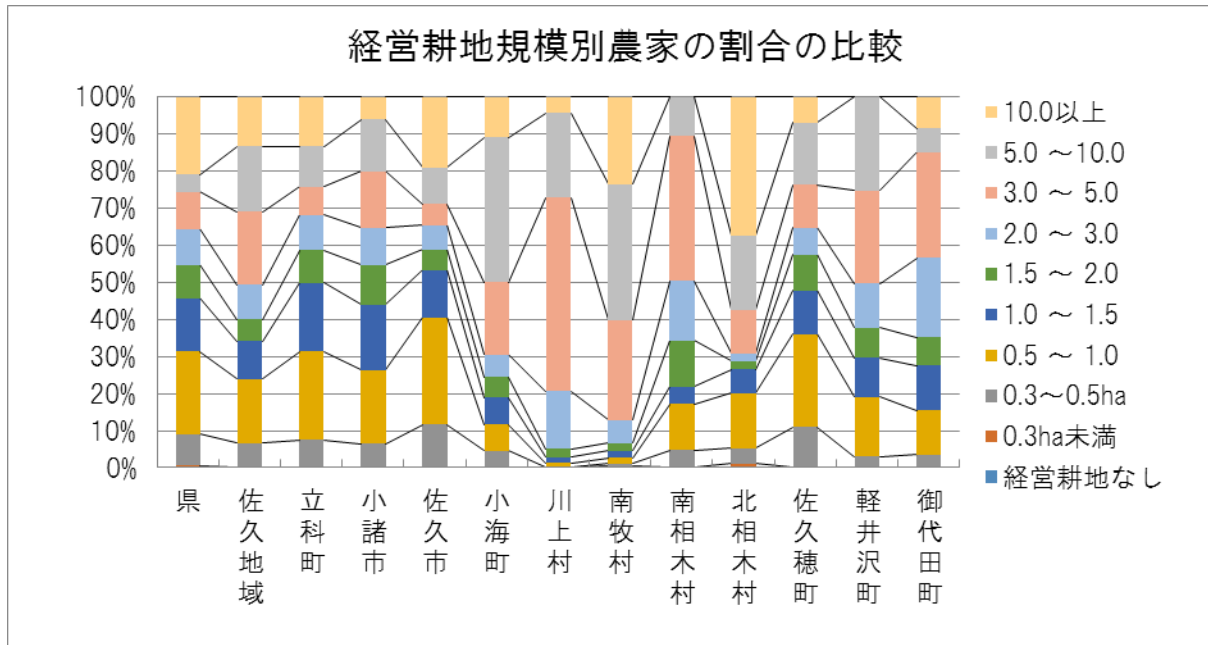
### II 農家構成

平成27年（2015年）の総農家数のうち、専業農家と兼業農家（第1種、第2種）がそれぞれに占める割合を見ると、立科町は29%が専業農家、71%が兼業農家（第1種：12%、第2種：59%）となっており、県平均とほぼ同等の結果となっています。



### Ⅲ 経営耕地規模別農家

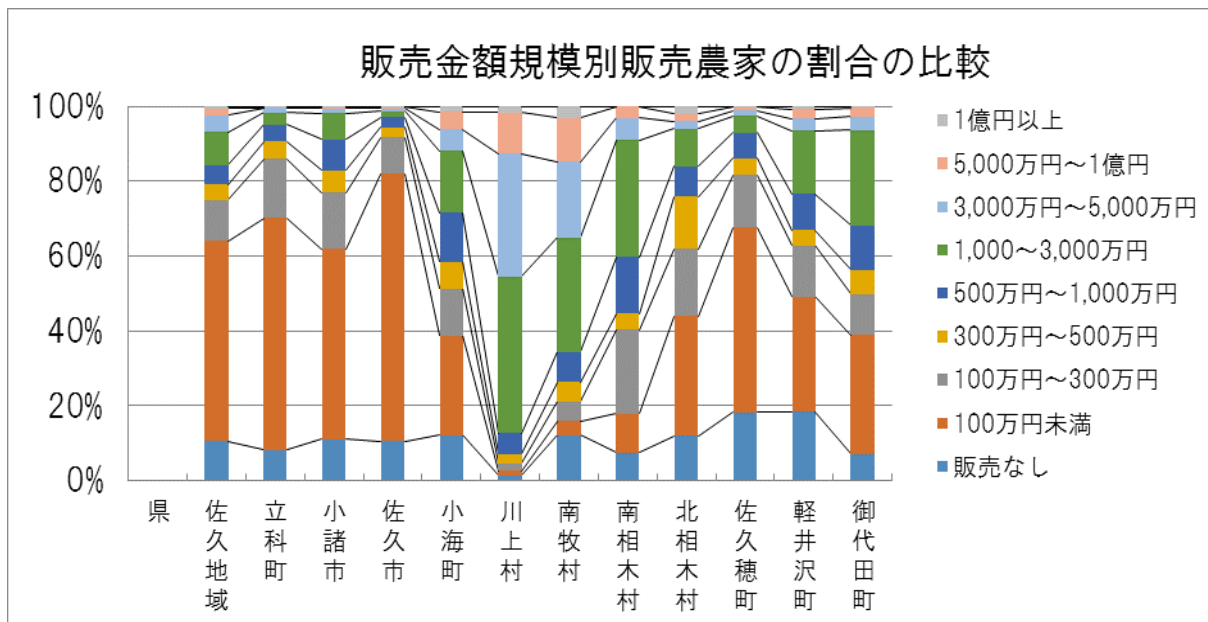
平成27年(2015年)の総農家数のうち、経営耕地規模が1.0ha以下の農家が31%を占め、平成22年(2010年)から34%減少した一方で、3.0ha以上の農家割合が31%を占め、平成22年(2010年)から28%増加し、大規模農家への集積が進んだことが伺えます。



### Ⅳ 販売規模別農家

平成27年(2015年)の総農家数のうち、販売金額規模が100万円未満の農家が62%を占めており、県の平均値である51%を上回る結果となっています。

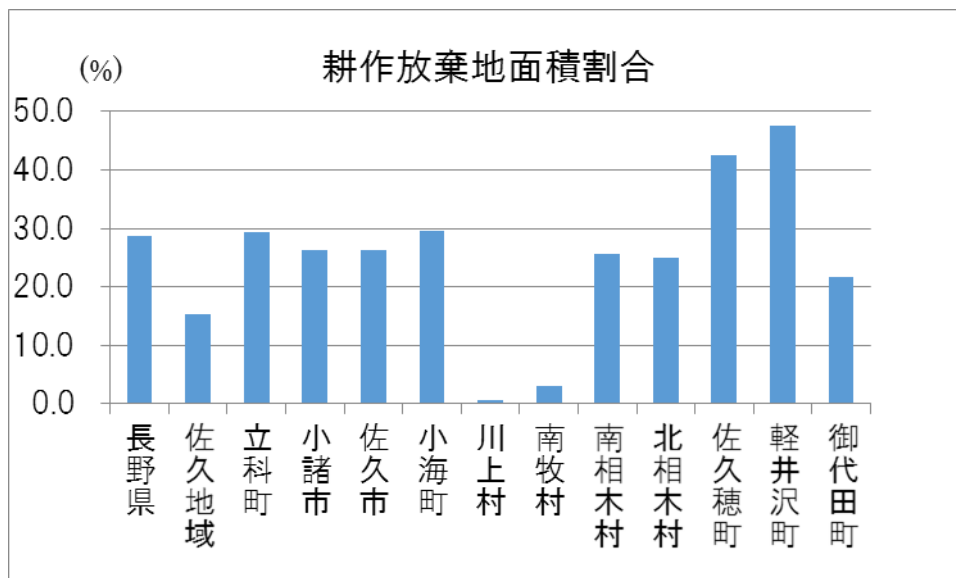
他市町村では、川上村、南牧村では、販売金額規模の大きな農家割合が多い傾向です。



## V 耕作放棄地面積

経営耕地面積に占める耕作放棄地面積の割合は、立科町では29%となり、県平均28%、佐久地域平均15%よりも高い結果となりました。

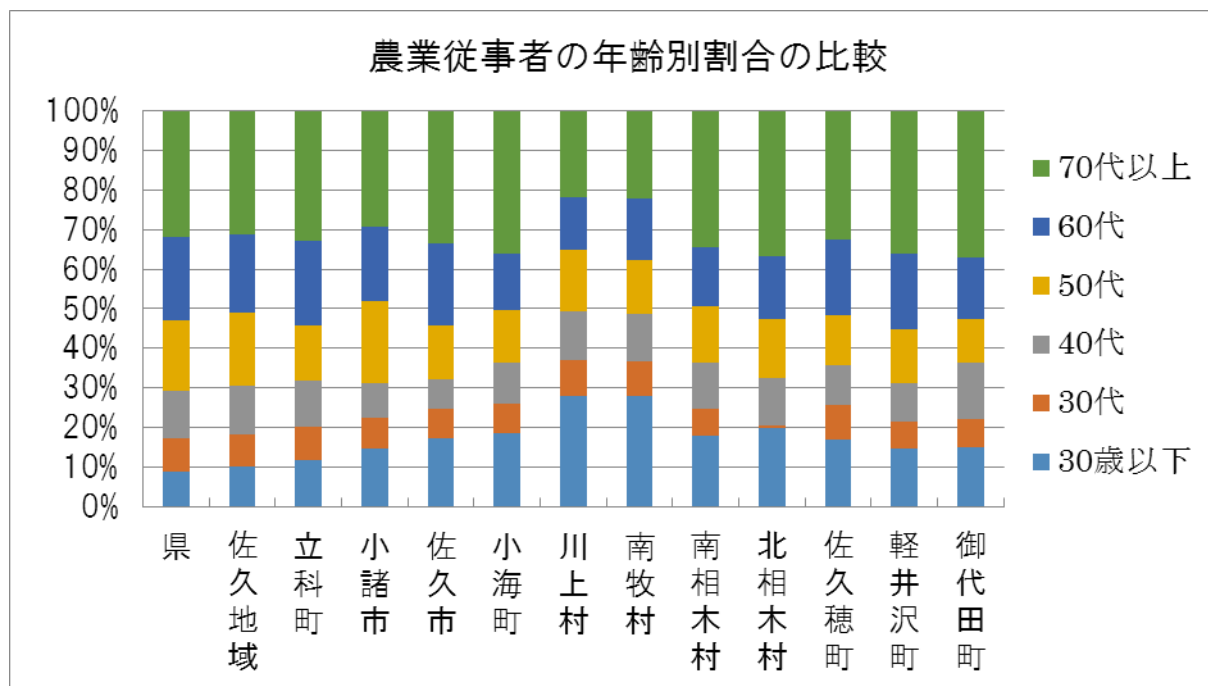
他市町村では、川上村、南牧村では、耕作放棄地の面積割合が3%未満となっています。



## VI 農業従事者の年齢別割合

農業従事者の年齢別割合は県平均、佐久地域平均とほぼ同等の割合となっています。

他市町村のうち、川上村、南牧村では、他市町村に比べて若年者の占める割合が大きくなっています。





## 2 農業・農村を取り巻く社会情勢の変化

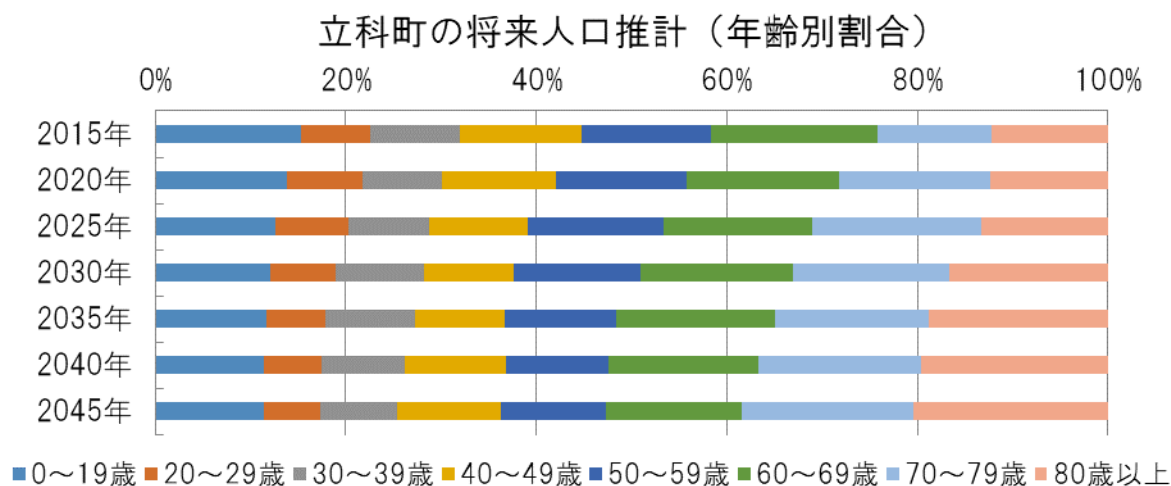
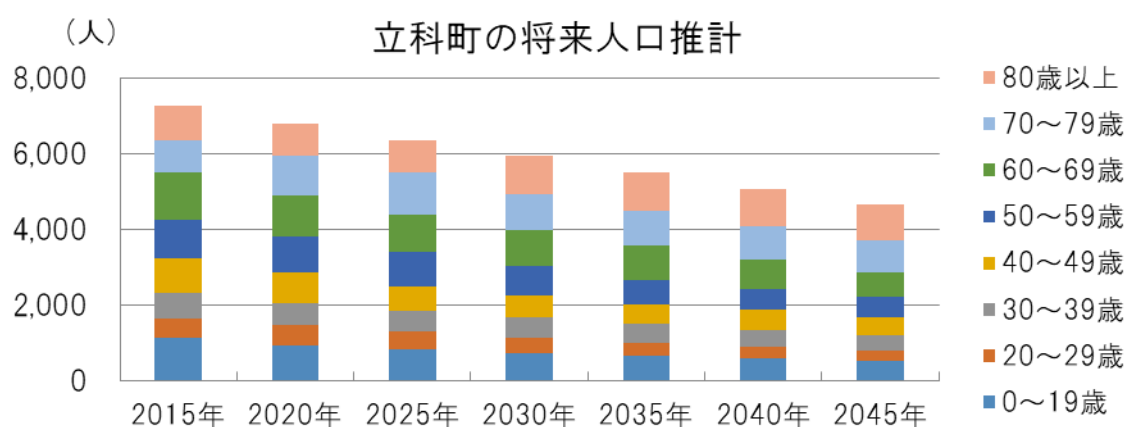
### (1) 人口減少社会

平成31年（2019年）4月1日現在の町の人口は7,147人です。

今後の人口推計では、2045年には現在の65%まで人口が減少します。

年齢構成割合をみると、町に在籍する方の年齢が高くなってきており、2045年には、80歳以上の年齢の方が占める割合が20%を超え、70歳以上の年齢の方が40%近くまで増加します。そのため、今後これまでの農業の担い手がさらに減ってくると考えられます。

この傾向は立科町だけの傾向ではなく、全国の地方各地で人口の減少と高齢化が生み出す様々な社会的問題の解決が課題となっています。また、日本の総人口が減少を続ける中で、立科町農産物の主要なマーケットである国内市場規模の縮小が予測されます。



### (2) 国際化の進展

日本の農産物輸入は、円高の進展や世界的な貿易自由化の流れの中、食生活の多様化に伴い、質・量ともに大きく変化しながら増加しています

## 第3章 ビジョンの方向性

### 1 立科町農業の目指すべき姿

これまで、町の豊かな自然を享受しながら、先人たちの努力と創意工夫により立科町農業は繁栄してきましたが、世界的な外部環境の変動や、それに伴う日本人の生活スタイルの変化により、生産額及び担い手は減少傾向となっています。

平成26年に策定した本ビジョンを基に暮らし続けることができる農村づくりに向けて、町全体での対策を実施してきました。引き続き、第2期として農村づくりに向けた施策を実施していきます。

立科町の自然環境には、営農環境としての魅力が変わらず存在しており、農業に携わる町民の努力により、高品質な農畜産物が小規模ながら生産され続けています。

今後は、産地としての魅力や、農村としての魅力を、農畜産物や加工品、農業体験等を通してより広く消費者（生活者）に伝えて、生産・消費・担い手の持続的確保に努めていくことが望まれます。

したがって、立科町の農業振興のために、町や農業従事者だけではなく、農業振興施策に関わる全ての町民及び関係団体にとって暮らし続けることができる農村づくりのために、次の項目を目指すべき姿として設定します。

#### 【目指すべき農業の姿】

- これまでの農業者と新たな農業者・企業的経営体・集落営農組織が協働して、効率的に農地利用の最適化を図り、町民らとともに町の豊かな自然環境を活かして、農協や農業農村支援センター等の指導を受けながら、高品質な立科産農畜産物を安定的に生産している姿を目指します。
- 各経営体のそれぞれにおいて、経営体としての理念や目標及び取組む方向性が経営者と従業員（家族等）によって明確に理解されており、目標達成に向けた農業が営まれている姿を目指します。
- 立科産農畜産物及び加工品の魅力を高め、新たな価値の創出による需要の開拓、安心・安全性に関する情報提供を通じて、消費者と食と農の深化、生産者と消費者のコミュニケーションにおいて十分になされており、構築された信頼関係のうえで、他の生産地に比べて優位性を持って立科産農畜産物が支持・購入されている姿を目指します。

#### 【目指すべき農村の姿】

- 町内の観光宿泊施設や直売施設において多様な立科産農畜産物が利用・販売されており、近隣住民や、観光客がその魅力を感じ取れるサービスがなされている姿を目指します。
- 地域住民組織や農業法人等が、町の農村環境を基にした観光資源や豊かな農業経験を価値として提供する農村ビジネスを面的に展開し、国内だけではなく海外からも多くの訪問者が町を訪れ、滞在を通して感じた町の魅力を自ら発信者となって情報提供を行い、さらなる誘客につながっている姿を目指します。
- 耕畜連携を推進し、低環境負荷の域内循環型農業が営まれることにより、美しい農村づくりが始まっている姿を目指します。

- 集落営農組織等、多くの町民の協働によって、町の地理的条件に沿った農村保全活動が行われており、町への愛着が町民全体で共有されている姿を目指します。

## 2 基本目標

これまでに記載した内容を含めて総合的に判断し、目指すべき姿の達成に向けた基本目標を「町の魅力が活かした農業・農村づくり」に設定し第1期ビジョンに引き続き推進します。

## 3 目標達成のための基本方針

基本目標を実現し、目指すべき農業・農村の姿に近づくために、以下の基本方針に沿った施策を第2期の計画期間である令和2年度から令和6年度までの今後5年間で行っていきます。

### (1) 次世代を見据えた農業振興の仕組みづくり

#### 【主な分野】農業形態ごとの目標設定と支援施策の推進

- 町の立地条件により、専業以外に兼業としての営農に取り組む農家が多いといった現状や、今後、集落営農や企業的営農など多様な形態の組織が営農することが予測されるため、農業形態ごとの目標設定と施策を推進します。
- 多様な農業形態が協働して営農活動を行っていくためには、それぞれの農業形態や経営環境を町がきめ細かく把握し、農業形態ごとの目標設定と支援施策を推進していく必要があります、さらに町の農業の方向性を検討する必要があります。

#### 【主な分野】今後の担い手の確保と総合的な支援の実施

- 農家の高齢化や後継者不足が顕在化しており、今後5年間でその状況はさらに深刻になることが予測されるため、高齢者が生きがいを持って農業に取り組める環境整備と併せて、これからの農業の担い手として、親元就農、1ターン等による新規就農者、集落営農組織及び企業的営農組織等の農業従事者の確保と支援を総合的に実施します。
- 担い手の確保と支援を行うのと同時に、これまで農地を守っていた農家からこれらの担い手に対して農地利用を最適に行える取組を農地中間管理機構と連携して推進し、効率的な営農が行えるよう支援を行います。

#### 【主な分野】自信と誇りをもてる農畜産物の生産

- 町の地形や自然環境が十分に活かされた農畜産物の安心、安全、安定な生産ができるよう、鳥獣被害の防止、栽培技術の向上、品質向上等にむけた取組を支援し、エコファーマー、生産者GAP等の認定等にむけた取組を推進します。
- 遊休荒廃地の有効活用に向けた取組を推進し、りんごや葉洋菜、小野菜等の特産となる作物や、ワイン用ブドウ・そば・馬鈴薯・サツマイモ等の加工を前提とした作物の栽培を支援します。

**【主な分野】立科ブランドの構築に向けた取組の推進**

- これまでりんご、牛、米等の品質の良さによって構築されてきた立科産農畜産物の消費者への訴求力が落ちているため、今後は、町農業の状況把握と消費者ニーズに即した農畜産物の生産を商工や観光の関係機関等とも協力して行うことにより、計画的な商品開発等を行い、戦略的なブランドの構築を組織的に推進します。
- 集落営農組織や農業法人等の6次産業化も含めて、消費者が望む高品質な農畜産物や加工品を組織で安定的に生産・提供する取組を支援します。

**(2) 町の資源を活用する農村振興の仕組みづくり****【主な分野】農村価値の提供と共感による発信に向けた取組の支援**

- 近隣市町村も含めて人口や経済規模が縮小していく中、暮らし続けたい農村づくりを行うため、蓼科山に代表される自然や町に残る農村の風景・生活あるいは地元農畜産物や加工品を農村資源として今後積極的に活用していきます。
- 農業法人や地域住民らによる町の農村資源を活かした農村コミュニティビジネスの創出を支援し、その運営を通して都市生活者と地域住民の交流が活発に行われ、町の農村価値が広く共有される取組を推進します。

**【主な分野】美しい農村の保全に関する取組の支援**

- 町の資源である美しい農村を保全する担い手は、今後減少していくことが予想されるため、集落営農組織等の地域住民組織における協働において実施される農地の保全活動を推進します。
- 地域住民組織において農地が持つ水資源のかん養、国土保全等の多面的機能が将来にわたって十分に発揮される取組や活動を支援します。

## 第4章 ビジョンの具体的な事業と達成指標

### 1 事業の策定について

第3章に記載した基本方針に従って、具体的な事業を事業実施主体別に記載し、その目標達成については、把握できる指標において設定します。

今後は、各事業の目標達成状況について、定期的な確認を行って、進捗管理を行います。

また、展開する施策については、その施策が解決しようとしている課題の大きさや喫緊の程度、他施策に与える影響の大きさを総合的に判断し「重要施策」として設定します。「重要施策」については、他施策に比して、より集中的に取り組んでいくこととします。

### 2 次世代を見据えた農業振興の仕組みづくりに関する具体的な事業

#### (1) 農業形態ごとの目標設定と支援施策の推進

##### 【展開する施策】

##### ○ 農業・農村実態の把握

- 町は、農業・農村実態を把握し、実効性のあるビジョンに反映させるために農業従事者や農業団体等に対して定期的に情報収集を実施し、それぞれの農業形態や経営環境をきめ細かく把握し、農業形態ごとの目標設定と支援施策の推進を行います。

##### ○ 農業振興推進会議におけるビジョンの進捗管理

重要施策

- 町は、農業振興推進会議を開催して、農業・農村実態から、営農状況について分析し、農業形態ごとの目標値の設定や今後の施策の方針と本ビジョンの内容について見直しを行います。

##### 【達成指標】

##### ○実施主体：町

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
立科町農業・農村実態の把握				農家意向調査を実施
農業振興推進会議の開催	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
農業振興ビジョン策定委員会の開催			年1回程度を目途に開催	年1回程度を目途に開催

## (2) 今後の担い手の確保と総合的な支援の実施の把握

## 【展開する施策】

○ 集落営農組織への集約及び支援

- 農業者は町と連携して営農を継続させるための仕組みづくりとして、集落営農組織への集約を各地域や集落ごとに検討します。
- 集落営農組織の設立及び実施にあたっては、町が先行して取り組んでいる集落をモデル地区として選定し、その取組事例を紹介することや、各集落におけるメリットや課題などを随時整理するなど、町や県及び農業団体が連携して支援する取組を行います。

○ 新規就農支援事業 重要施策

- 町・農業関係団体等が連携し「指導者・住居・農地・施設」が整った形で就農支援を行い、1ターン等での新規就農者の確保と今後の担い手を育てる支援制度について検討を行います。
- 県の「新規就農者の確保・育成支援事業」と連携して情報提供を行います。

○ 認定農業者支援事業 重要施策

- 町や農業関係団体は認定農業者支援事業として、認定農業者への新規登録を呼びかける普及啓発を行い、認定農業者に対して、町独自でメリットとなる施策を検討します。

○ 人・農地プランの推進

- 町と農業者は現在策定されている人・農地プラン（中尾・美上下地区、それ以外の全域）を推進し、地域住民の話し合いと合意を元にして、プランの細分化を図り、今後の中心的な経営体に農地を計画的に集約していきます。
- 人・農地プランにおいて、今後の中心的な経営体とされていることが支払い要件の1つとなる農業次世代人事投資事業交付金（50歳未満）を活用して、新規就農者の確保を図ります。

○ 農地中間管理機構との連携 重要施策

- 町は農業委員会、農地中間管理機構と連携して、農地の貸し借りに関する情報を一元化して、町民を始め農地の貸し借りを希望する農業者や新規就農者に対する情報提供を行います。

○ 家族経営協定の推進

- 町や農業関係団体は家族経営協定の内容やメリットについて普及啓発を行い、家族で組織的な経営が行われ、次代への経営移譲が円滑に行われるよう支援を行います。

## ○ 経営所得安定対策事業

- 町は経営所得安定対策事業において、農業経営の安定と生産力を確保するために、需要動向に応じた生産を推進します。

## 【達成指標】

## ○実施主体：農業者（農家・営農企業・集落営農組織等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
新規就農者数	未把握	累計 20 人	累計 9 人	累計 15 人
次世代人材投資支援事業交付金の新規受給者数	2 人/年	2 人/年	2 人/年 累計 2 人	2 人/年
親元就農・I ターンによる新規就農者数	未把握	2 人	2 人/年 累計 2 人	2 人/年
認定農業者の数	57 人 5 団体	75 人 11 団体	66 人 10 団体	70 人 11 団体
集落営農組織の数	3 組織	9 組織	累計 4 組織	累計 6 組織
経営を法人化した経営体	未把握	3 組織	累計 3 組織	累計 5 組織
担い手への農地集積率	12.4%	100%	65.22%	68%
企業的農業経営体等の数	未把握	3 組織	累計 3 組織	累計 5 組織
家族協定を締結した農家の数	5 戸	20 戸	累計 11 戸	累計 13 戸
農業青年クラブ（立風会）の加入者数	10 人	25 人	7 人	10 人

## ○実施主体：農業団体（農業委員会、農業協同組合・農村交流団体等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
集落営農組織への情報提供	実施	実施	実施	実施
法人化についての情報提供	実施	実施	実施	実施
家族協定についての情報提供	実施	実施	実施	実施

## ○実施主体：町

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
人・農地プラン検討委員会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
認定農業者協議会の設置	0	1協議会	0	町内で 1協議会
新規就農支援事業の実施	0	2回/年	2回/年	2回/年
経営所得安定化事業による交付 申請件数	423件	100件	106件	110件

## (3)自信と誇りを持てる立科産農畜産物の生産

## 【展開する施策】

- 有害鳥獣被害対策 重要施策
  - 町と農業関係団体が連携して、有害鳥獣捕獲事業において、被害状況に応じた捕獲許可を受け、猟友会と協力して駆除を行います。
  - 協働による捕獲体制事業において、くくりわなにより、集落ごとに捕獲を進めるとともに、処分場の確保について検討を行います。
- トレーサビリティ制度
  - 町や農業関係団体はトレーサビリティ制度の周知・徹底を図り、生産情報を消費者へ開示し、より高い品質の農産物及び農産物加工品を提供していきます。
- 各種認定制度の充実
  - 町や農業関係団体は環境にやさしい農業への取組拡大を図り、町農産物の信頼性を高めるため、長野県の「エコファーマー認定制度」や「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の取得が推進するよう、関係団体と協力して、技術提供を図ります。
- 耕畜連携農業の推進
  - 町は農業関係団体や農業者・畜産業者と連携して耕畜連携農業を目指して、町内における堆肥の利用を促進するため、堆肥の供給農業者と利用農業者のマッチングの仕組みについて検討します。
- 適正な農業の推進
  - 町や農業関係団体は生産者や農産物直売所といった組織において生産者GAPの取組が進むよう、情報提供や説明会を開催します。
  - 町や農業関係団体は、県等と連携しながら、生産者に対する営農指導や情報提供を行います。



## 【達成指標】

○実施主体：農業者（農家・営農企業・集落営農組織等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
りんごの生産量と栽培面積	2,710 t 124 ha	2,980 t 136 ha	3,240t 108ha	3,450t 115ha
水稻の生産量と栽培面積	3,040 t 469 ha	3,000 t 470 ha	2,903 t 435 ha	2,900 t 434 ha
種もみ生産量	417 t 69.4 t	208.8 t 43.5ha	208.8 t 43.5ha	210 t 43.8ha
肉牛の出荷頭数と販売金額	1,195 頭 522,019 千円	1,200 頭 523,000 千円	768 頭 703,584 千円	770 頭 705,000 千円
肉豚の出荷頭数と販売金額	8,966 頭 295,460 千円	9,000 頭 296,820 千円	5,733 頭 228,739 千円	5,750 頭 229,500 千円
葉野菜の生産量と栽培面積	406t 11ha	406t 11ha	406t 11ha	406t 11ha
りんご新わい化栽培面積	30a	300a	280a	累計 500a
エコファーマー認定者数	0名	1名	0名	1名
信州の環境にやさしい農産物認証数	特別栽培米 84名	特別栽培米 80名	特別栽培米 80名	特別栽培米 90名
WCSの生産量	1,387a	1,100a	1,067a	1,100a
トレーサビリティ取組 農業者数	56名(小野菜)	60名(小野菜)	54名(小野菜)	60名(小野菜)
生産者GAPに取組む 農業者数	未把握	1名	0名	1名

○実施主体：農業団体（農業協同組合・農村交流団体等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
トレーサビリティ制度の 周知・徹底	栽培講習会等 において周知 年1回程度実施	栽培講習会等 において周知 年1回程度実施	栽培講習会等 において周知 年1回程度実施	栽培講習会等 において周知 年1回以上実施

○実施主体：流通・加工・販売事業者等

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
生産者GAPに取組む 直売施設	0施設	1施設	0施設	1施設

## ○実施主体：町

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
ニホンジカの駆除数	131頭	300頭	138頭	150頭
鳥獣被害防止柵の設置	31km	45km	46.5km	47.0km
堆肥の循環利用農業者数	未実施	5名	累計5名	累計5名

## (4)立科ブランドの構築に向けた取組の推進

## 【展開する施策】

○ 戦略的ブランド構築の実施 (重要施策)

- 町は関係機関と協力して立科ブランド開発事業として、町の農業の状況調査とマーケットリサーチを行いながら、戦略的な商品開発とブランド構築を組織的に推進します。
- 町は農業所得の向上、農地の荒廃防止及び復旧のため、ワイン用ブドウやそばといった作物の栽培等を支援します。

○ 農畜産物加工施設の検討

- 町は6次産業化に向けた取組を支援するため、農畜産物加工施設の建設等の必要性や経済的効果、雇用促進効果等について検討します。

○ 直売施設活性化推進事業

- 町は町民や販売事業者と協働して、直売施設活性化推進事業として、直売施設の連絡協議会を設置し、立科町で収穫・生産された農畜産物の取扱品目と量を的確に管理調整を行い、利用者に確実に提供できるよう協働による事業展開を促します。
- 町所有の直売施設の運営にあたり、指定管理者制度を活用して民間に委託し、モニタリングを実施しながら経営管理を行います。

○ 各種認定制度への登録推進

- 町や農業関係団体はより高い品質の農畜産物及び加工品を提供し、消費者の信頼を得ながら立科ブランドを構築するため「信州蓼科牛」や「信州プレミアム牛肉」、「長野県原産地呼称管理制度認定品」、「信州伝統野菜認定制度」等への登録を推進します。
- 町は、立科町農畜産物認証制度の今後の積極的な利活用について、検討を行います。

## ○ 立科産農畜産物利用施設の拡大

- 立科産農畜産物を積極的に利用し、利用者や観光客に食材や料理によって提供して、観光地としての町の魅力を高める直売・観光・宿泊施設の支援について検討します。
- 町民との協働により、立科産農畜産物の消費拡大を図るため、町内施設における提供を目指した商品化を推進します。

## ○ 立科産農畜産物の販売支援

- 町は農業関係団体と協働で、生産農業者が消費者と直接対面販売できる仕組みとして、大都市圏等におけるアンテナショップ等直売店の新規開拓について、県や関係機関と検討を行います。

## 【達成指標】

## ○実施主体：農業者（農家・営農企業・集落営農組織等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
遊休荒廃地の解消	未実施	2ha	2.1ha	累計 10ha
転換作物収穫量（そば）	未実施	5.0 t	4.8 t	6.0 t

## ○実施主体：農業団体（農業協同組合・農村交流団体等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
各種農産物認証制度に関する情報提供	水稻部会 において 実施	各種部会 において 実施	主に 水稻部会 で実施	各種部会 において 実施

## ○実施主体：流通・加工・販売事業者等

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
立科農産物ブランド戦略の立案	未計画	1計画 (新規)	未計画	1計画 (新規)
振興公社販売品目の数	20種類	25種類	25種類	30種類
振興公社商品売上高	730万円	25,000千円	21,000千円	25,000千円
振興公社ネット会員数	12人	100人	64人	累計 100人
ワイン用ブドウ栽培農家数	未設定	5人	5人	10人

ワイン用ブドウ栽培面積	未設定	5ha	6.3ha	10ha
ワイン用ブドウ収穫量	未実施	10 t	11 t	20 t
農産物直売施設の 指定管理制度モニタリング	実施 3回/年	実施 3回/年	実施 3回/年	実施 3回/年
長野県原産地呼称 管理制度認定品の数	0品目	6品目	6品目	10品目
信州伝統野菜認定品 (加工品)の数	0品目	3品目	3品目	5品目

## ○実施主体：町民

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
町の農産物取扱い観光 宿泊施設数	未把握	13施設	13施設	20施設
立科町女性農業者 「たてしなっ娘」の会合	5回/年	5回/年	8回/年	8回/年

## ○実施主体：町

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
立科農産物ブランド 戦略会議の開催	1回/年	1回/年	0	1回/年
農産物加工施設の建設	0	1施設	0	1施設
立科町農畜産物認証済 農畜産物数	5品目	2品目	2品目	2品目
6次産業化法に基づく 総合化事業計画の認定数	0	1件	0	1件
指定管理制度を活用した 直売施設の運営	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
立科産農畜産物アンテナ ショップの設置	0	1	0	1

### 3 町の資源を活用する農村振興の仕組みづくりに関する具体的事業

#### (1) 農村価値の提供と共感による発信に向けた取組の支援

##### 【展開する施策】

##### ○ 都市農村交流促進事業

- 町は農業者や農業関係団体と連携し、都市農村交流促進事業として、現在、単発で実施している農業体験を、受入農家のリスト化や、作業内容、受入時期等の調整を行い、顧客となる企業・学校・各種団体等への斡旋・受入を行うマッチング事業の実施について検討します。
- 都市農村交流促進事業として、農家レストランや農家民宿等の農村コミュニティビジネスを提供している団体に対して、空き家や遊休荒廃地等の町資源の活用も含めて内容の充実と希望者の受入れ等の支援を検討します。
- 商工会が実施している日帰り農村体験プログラムである「ほっとステイたてしな」について、引き続き都市部学校への周知及び受入農家の募集に努め、利用を促進していきます。

##### ○ 交流促進センターの充実

- 町は都市農村交流施設である交流促進センターの利用増進を図るため、体験内容を充実させて周辺都県の学校・企業等に積極的なPRを行います。

##### ○ クラインガルテンの運営

- 町はクラインガルテンの運営を行い、都市生活者に対する立科町の魅力を提供するプログラムを用意し、利用契約期間終了後の移住・定住に向けた情報提供を関係機関とともに行う。

##### ○ 女性農業者団体の活動推進

- 町は農村生活マイスター協会や農村女性団体連絡協議会等の充実を図り、女性農業者団体における食農教育や起業活動を支援します。
- 町は食育推進協議会を設置して、食生活改善推進員や食育ボランティア等関係団体による地産地消に向けた活動を推進します。

##### ○ 直売施設活性化推進事業

- 町は町民や販売事業者と協働して、直売施設活性化推進事業として、直売施設の連絡協議会を開催し、立科町で収穫・生産された農畜産物の取扱品目と量を的確に管理調整を行い、利用者に確実に提供できるよう協働による事業展開を促します。

## ○ 立科産農畜産物利用施設の拡大

- 立科産農畜産物を積極的に利用し、利用者や観光客に食材や料理によって提供して、観光地としての町の魅力を高める直売・観光・宿泊施設の支援について検討します。

## 【達成指標】

## ○実施主体：農業者（農家・営農企業・集落営農組織等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
農村コミュニティビジネス 参入者数	未把握	5人	3	5人
農村ステイ利用者数	未把握	400人	227人	400人
農業体験受入れ農業者数	2人	10人	3人	10人

## ○実施主体：農業団体（農業協同組合・農村交流団体等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
農村生活マイスターの会員数	6人	20人	8人	10人
農村女性団体連絡協議会の 開催	開催	3回/年	3回/年	3回/年
ほっとステイたてしな 利用状況	15校 2,223人	20校 3,000人	15校 2,061人	20校 3,000人
ほっとステイたてしな 契約農家数	88戸	90戸	363戸	370戸

## ○実施主体：流通・加工・販売事業者等

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
直売施設（指定管理） の利用者数	55,826人	73,501人	77,856人	90,000人
直売施設（指定管理） による売上高	72,840 千円	80,000 千円	124,607 千円	130,000 千円
直売施設連絡協議会の開催	未開催	1回/年	1回/年	1回/年

## ○実施主体：町民

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
立科産農畜産物利用推進 施設数	なし	施設	26施設	30施設

食生活改善推進員数	46名	38名	38名	40名
食育ボランティア数	78名	262名	262名	300名
たてしなの里づくり 推進協議会の開催	開催	開催	開催	継続

## ○実施主体：町

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
交流促進センターの年間 利用者数	3,577人	5,500人	5,109人	5,500人
交流促進センターの情報発信	実施	実施	実施	実施
農業体験受入れマッチング 事例	1人/年	3人/年	3人/年	3人/年
クラインガルテン延べ 利用者数	52人	90人	83人	累計90人
食育推進協議会の開催	未開催	1回	0回	1回/年

## (2)美しい農村の保全に関する取組の支援

## 【展開する施策】

- 遊休荒廃地復旧事業 (重要施策)
  - 町は遊休荒廃地復旧事業において、遊休化・荒廃化している農地を復旧して耕作を続ける農業者に対して支援を行い、農地利用の最適化を図ります。
- 集落営農組織による農地保全活動の推進
  - 農業者や地域住民は集落営農組織等の地域住民組織において、地域住民との協働において農地の保全活動を行います。
- 農道舗装補助事業
  - 町は農道舗装補助事業において、地域における施工による資材について補助し、農道の整備及び農作業の効率化を推進すると共に、より効果的な内容となるよう制度を随時見直します。
- 廃プラスチック及び不要農薬・農薬空容器回収事業
  - 町は農業団体と連携して適正な処理を行うため、JA佐久浅間しらかば西部営農センターへの搬入を指導します。

## 【達成指標】

○実施主体：農業者（農家・営農企業・集落営農組織等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
遊休荒廃地の面積 (農業委員会調査)	347ha	300ha	313ha	300ha

○実施主体：農業団体（農業協同組合・農村交流団体等）

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
廃プラ等回収の推進	年4回	年4回	年4回	年4回

○実施主体：町民

項目	第1期 策定時値 (H26)	第1期 目標値 (R1)	第1期 現状値 (R1)	第2期 目標値 (R6)
多面的機能支払交付金事業活動組織数	10 活動組織	9 活動組織	9 活動組織	9 活動組織
多面的機能支払交付金事業取組面積	677,27ha	623ha	623ha	620ha
中山間地域等直接支払い事業集落協定数	23 集落	23 集落	23 集落	23 集落
中山間地域等直接支払い事業取組面積	148.8ha	145.4ha	145.4ha	145.4ha



## 第5章 事業推進スケジュールと進捗管理

### 1 事業推進スケジュール

第4章に今後5年間で取組んでいく具体的な施策について記載しましたが、より確実に取組を推進していくため、「重要施策」に限定して、年度毎の事業推進スケジュールを下表のとおり設定しました。

重要施策	策定期間				
	R2	R3	R4	R5	R6
次世代を見据えた農業振興の仕組みづくり					
(1) 農業形態ごとの目標設定と支援施策の推進					
農業振興推進会議の開催	開催			年度ごとに内容精査し実施	
	分析・公表			推進会議で年度ごとにビジョンの進捗管理を行い内容を見直し	
(2) 今後の担い手の確保と総合的な支援の実施					
新規就農支援事業	事業の制度設計	検討後	運用	年度ごとに制度内容を見直し	
	県へ情報提供				
認定農業者支援事業	普及啓発	協議会設置			
中間管理機構との連携	連携・運用				
(3) 自信と誇りを持てる立科産農畜産物の生産					
有害鳥獣被害対策	捕獲事業の運用				
	捕獲体制事業の運用				
(4) 立科ブランドの構築に向けた取組の推進					
戦略的ブランド構築の実施	ブランド構築の検討			年度ごとに開催し、結果は推進会議へ報告	
	計画の立案		企画・展開・分析		
町の資源を活用する農村振興の仕組みづくり					
(2) 美しい農村の保全に関する取組の支援					
遊休荒廃地復旧事業	運用				

### 2 進捗管理

本ビジョンで策定した内容について、計画期間内において着実に推進していくためには、施策が計画通りに実施されているか定期的な確認を実施し、その結果から新たな対策を検討し、さらに施策を推進していくPDCAサイクル(Plan:計画 → Do:実施 → Check:評価 → Action:改善)を構築する必要があります。

特に、実施状況を評価したうえで、必要があれば計画内容を修正し、新たな施策を計画に組み込むなど様々な改善案を協議することは、本ビジョンが本来の目的である町農業の振

興を達成するために欠かせない作業になります。

また、町だけではなく、各実施主体がそれぞれに取組みを進めていく必要があるので、各実施主体が抱える進捗上の課題解決策についても全体で協議を行うことが効率的です。

そのため、本ビジョンの進捗管理を一元的に行うため、町が、立科町農業振興推進会議を少なくとも年に2回開催し、進捗状況の管理及び効果的な施策の推進について協議・変更を行います。

## 用語解説

### 【あ行】

#### Iターン

出身地とは別の地方に移り住むこと。特に都会出身者が地方に移り、定住することをいう。自然の豊かな暮らしや、ゆとりあるライフスタイル、人との触れ合いを大切にすることなどの考え方が背景にある。

類語として、地方で生まれ育った人が都心で勤務した後に、再び故郷に戻ることをUターン、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後故郷とは違う地方に移住して働くことをJターンという。

#### 赤米

近年、全国で問題となっている水田雑草である。別名「雑草イネ」とも言い、脱粒性がある。発生すると、収量低下や品質低下が起るリスクがある。

#### アンテナショップ

地方自治体等がその地方の特産品を販売し、大消費地の消費者の反応や傾向を調査することを目的として開設する店舗のこと。

#### 稲 WCS

稲発酵粗飼料(Whole Crop Silage)の略で、稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料のこと。

繊維の多い茎葉部分と栄養価の高い子実部分を完熟する前に一緒に収穫してサイレージ化したものであり、栄養収量の高い飼料が生産できる。

稲作農家が稲の栽培技術・機械をそのまま利用できるため転作が容易であり、農地の有効活用や耕畜連携農業の観点から関心を集めている。

#### エコファーマー（認定制度）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入（土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術）を一体的に実践する導入計画を策定し、知事に認定された農業者のこと。

#### 親元就農

実家が農家で親または家族が行っている経営体に就農すること。

### 【か行】

#### 家族経営協定

家族で行う農業経営のやり方や収入の配分、移譲計画や生活上の諸事項等についての取り決めのこと。家族内での経営責任の分担や各人の経営能力の養成・発揮を通じて、農業経営の新たな発展基盤を築くことが目的。

#### かん養

森林や水田の持つ公益的機能の一つであり、森林や水田などの土壌が、降雨・融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる機能のこと。

#### クラインガルテン

滞在型市民農園のことで、比較的広い区画を長期間にわたって賃貸する。簡易宿泊施設が併設されており、食事や宿泊をしながら野菜や花の栽培ができる。

都市生活者が滞在して地域住民と交流できるクラインガルテンは、グリーン・ツーリズムの新たな形態として注目されている。

#### 経営所得安定化対策事業

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・そば・WCS 用稲等への作付転換を促す制度のこと。

#### 耕畜連携農業

米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給したりする等、耕種農家と畜産農家の連携が図られている農業のこと。

## コミュニティビジネス

様々な地域の課題（少子高齢化や環境問題など）の解決を目的に、ビジネスの手法を用いて行う地域住民の主体的な取組のこと。

### 【さ行】

## 自給的農家

経営耕地面積が 30a 未満かつ期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家のこと。

## 指定管理者制度

公の施設の管理、運営を営利企業・NPO 法人・市民グループなどの法人その他の団体に代行させることができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入し、サービスの向上と効率化を目指す。

地方自治体の公募に対し、民間企業等が企画提案方式で名乗りを上げ、自治体の専門委員会等において企画提案を審査し、最適と思われる会社・団体を選定する。

## 集落営農

集落の合意形成により、地域内の農家が農地の有効利用を図るため、共同で農機具を所有し、農業生産をすること。

## 集落営農組織

営農を目的に、農家等によって構成される集落ごとの組織のことで、任意の組織のほか、農事組合法人、株式会社などの形態がある。

## 食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、生涯における食を通じた健康づくり活動を、地域において推進しているボランティアのこと。

## 新規就農者

### 【農林水産省新規就農者調査から】

次の 3 者が新規就農者となる。

### ○自営農業就農者

家族経営体の世帯員で、生活の主な状態が「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自

営農業への従事が主」になった者をいう。

### ○雇用就農者

新たに法人等に常雇い（年間 7 か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く）をいう。

### ○新規参入者

土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者や、農業経営を開始した者をいう。

## 信州伝統野菜認定制度

伝統野菜の保存と継承を目的として、信州の食文化を支える行事食・郷土食の素材として伝承されている野菜を認定する県の制度。

## 信州プレミアム牛肉

「安全・安心」について県の認定を受けた農場で生産された黒毛和種牛肉のうち、オレイン酸と脂肪交雑を指標とした県独自の認定基準により認定される、脂肪の質にこだわったブランド牛肉のこと。

## 生産者 GAP

農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)の略で、関係法令等の内容に沿って、農業生産活動各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行い、持続的な改善活動を行うこと。

多くの農業者が取り入れることで、食品の安全性向上、環境保全、労働安全確保、競争力強化、品質向上、農業経営改善や効率化に資するとともに、消費者の信頼が確保される。

## 専業農家

世帯員のなかに兼業従事者（1 年間に 30 日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者）が 1 人もいない農家のこと。

【た行】

立科町農畜産物認証制度

立科の農畜産物の中で、認証委員会が定めた基準を満たしている、より高い品質の農畜産物だけを認証する制度。生産情報を消費者へ開示しながら高い品質の農畜産物を提供していくことで、消費者の信頼を得て地域の振興を図ることを目的としている。

種もみ

稲栽培のため発芽のもととするもみ状態の種のこと。

多面的機能支払交付金事業

「農地・水保全管理支払交付金事業」が組み換え、拡充されたもの。

農村の自然環境や景観の保全、多面的機能の発揮等に資する、地域ぐるみで取組む効果の高い共同活動のこと。

地産地消

地域で生産した農畜産物を、その地域で消費すること。

中山間地域農業直接支払制度

農業を行ううえで様々な不利がある中山間地域で、耕作放棄の発生を防ぎ、農業農村の持つ多面的機能を維持するために、農業者等に交付金を支払う制度。

都市農村交流（団体）

都市と農山村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人・もの・情報」の行き来を活発にする活動のこと。

具体的には、農産物・加工品の交流販売、農家民宿、オーナー制度、市民農園、農業・農村体験などがあり、これらを提供している団体を都市農村交流団体といいます。

トレーサビリティ

物品の流通経路が生産段階から最終消費段階や廃棄段階まで追跡可能な状態をいう。

食品がいつ、どこで作られ、どのような経路で食卓に届いたかという生産履歴を明ら

かにする牛肉トレーサビリティ法が平成15年に成立。国内で生まれた全ての牛を個体識別し、業者に仕入れや販売記録を義務付けた。

食の安全を確保するため、牛以外の食品トレーサビリティも始まっている。

【な行】

長野県原産地呼称管理制度認定品

農産物の「大きさ」「色」「形」等の価値基準ではなく「味覚」「栽培方法」「生産情報」を付加価値として、長野県で生産されたものを認定する制度。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長が「農業経営改善計画」を認定した農業経営体。認定農業者は、制度資金の低利融資等の支援措置の対象となる。

農業振興推進会議

立科町の農業の振興と活力ある農村構築に向け、その方向付けを定めるとともに、地域の実情に即した農業政策の計画的な推進を通じて、町政の健全な発展に資することを目的として設置。

町議会の代表、農業委員会の代表等14名の委員からなる。

農村生活マイスター

より豊かな農家・農村社会の発展を目指して、地域農業の振興、望ましい農家生活の推進及びむらづくり活動等に女性の立場から取組み、地域の実践的リーダーとして活動している農業経営と農家生活の向上に意欲的な県知事が認定した女性農業者のこと。

農地中間管理機構

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて都道府県知事から指定を受け、効率的で安定的な農業経営を育成するため、認定農家などの農業の担い手に対しての農用地の利用を集積して規模拡大を行うなど、農業者の経営の安定化を図り、農業の生産性向上を目的とした公的団体。

### 農林業センサス

我が国の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に5年ごとに行う調査。

#### 【は行】

### 人・農地プラン

国の「食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に掲げられている持続的な地域農業の実現に向け、地域（集落）単位で、地域の話し合いと合意に基づいて町が作成する計画。

立科町では、平成24年度に「中尾・美上下地区」、「中尾・美上下地区を除く全域」の2つのプランを作成した。

### PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返して、業務を継続的に改善する。

PDCAサイクルの考え方は、公共分野において事業を円滑に推進するために多く取り入れられている。

### ふらん病

リンゴの樹皮組織に腐らん病菌が感染し樹皮を腐敗させる病害のこと。防除困難な胴枯性病害の一つである。

#### 【や行】

### 遊休農地

耕作の目的に供されず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。また、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。

#### 【ら行】

### 6次産業化

地域の第1次産業（農業）とこれに関連する第2次（加工）、第3次産業（販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組。

出典データ

- 農林業センサス (参考 URL : <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>)
- 長野農林水産統計年報 (平成 17 年度～平成 24 年度)  
関東農政局統計部
- 国立社会保障・人口問題研究所  
(参考 URL : <http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>)

立科町農業振興ビジョン

【第1期】 平成 26 年 2 月

【第2期】 令和 2 年 10 月

立科町農業振興ビジョン策定委員会

事務局 立科町農林課

長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

電話 : 0267-88-8408 fax : 0267-56-2310

メール : [nousei@town.tateshina.nagano.jp](mailto:nousei@town.tateshina.nagano.jp)